

土地改良区に係る検査について

パート3

千葉県農林水産部団体指導課

◆このコラムでは、土地改良区検査の主な指摘事項とその改善方法を考えていきます◆

1 賦課金の徴収について

賦課金は、規模の大小を問わず、土地改良区にとっては、重大な関心事です。

検査指摘としては以下のようなものがありますが、今回は「時効」についておさらいします。

○定款の賦課基準と実際の賦課とに相違が見受けられる。【定款例第33条】

○督促が納期限後60日以内に書状により行われていない。【法第39条、定款例第44条】

○賦課金を滞納した場合の延滞金及び督促状を発した場合の過怠金が徴収されていない。

【定款例第45条】

○賦課金通知書に審査請求の教示を記載していない。【法第46条】

○賦課金通知書が理事長名で発出されていない。【法第36条】

○賦課徴収の調定が賦課金徴収原簿を作成の上、組合員ごとに適正に行われていない(1円単位で調定すべきところ10円単位で調定)。

【国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律施行令第1条第1項第1号】

2 賦課金の時効

(1) 賦課金には時効があります。

土地改良区は、土地改良法の規定に基づき賦課金(法第36条第1項)、加入金(法第36条第3項)、特定受益者からの徴収金(法第36条第8項)、特別徴収金(法第36条の2)、決済金(法第42条第2項)、過怠金(法第37条)などを組合員から徴収することができますが、「**賦課金等の徴収を目的とした権利(徴収権)**」には時効があります。

(2) 時効の年数は？

土地改良法は、第39条第7項の規定で「時効については国税及び地方税の例による」と定めています。

このため、地方税法等の規定により、民法上の時効の援用は賦課金等には適用されず、組合員が主張することなく、「**賦課金等の納付期限の翌日から起算して5年を経過**」すると消滅することになります。

※納付期限については、「総代会で定める」(定款例第36条)とされている。

(3) 法第39条の規定によらずに、私法上の強制履行によって徴収することはできません。

公法上の債権は、民事訴訟法の手続によって徴収することはできません。

【参照】

○裁判例 賦課金請求事件

秋田地裁 昭和36年9月25日判決

昭和36年(ワ)89号・96号

行裁例集12巻9号1922項

土地改良区は、組合員に対し金銭等の賦課処分をすることができ、その徴収については、市町村に請求し又は知事の認可をえて自ら地方税の滞納処分の例によりこれを強制徴収することができることから、**強制履行を求めるため訴えを提起することはできない。**

(4) 時効により賦課金等の徴収権を消滅させないためには…

時効により賦課金の徴収権を消滅させないためには、「**時効の中断**」をさせる必要があります。

「時効の中断」とは時効期間の進行が中断され、既に経過した時効期間の効力が消滅することを言います。つまり「時効が中断」すれば、それまでの経過に関わらず、時効の再スタート時から新たな5年間のカウントが始まることになります。

(5) 時効の中断事由① ～督促～

賦課金等は、「督促」が時効中断事由の特例として、法第39条第8項で認められています。

具体的には督促状又は督促のための納付催告書を発すると時効は中断します。この場合再び時効のカウントがスタートするのは、督促状を発した日から起算して10日を経過した日の翌日(つまり12日目)からとなります(地方税法第18条の2第1項第2号から)。

ただし、「督促」による時効の中断は1回のみ有効です。これは昭和44年2月6日付けの自治省行政課長回答で、「督促による時効中断の効果は、最初の督促に限り効力を有する」とされたためです。

【一般的な時効成立までの流れ】

平成26年5月1日 賦課金通知書発送



平成26年5月31日 納付期限…納付なし



平成26年6月1日 最初の時効の起算日(納付期限の翌日)



(納付期限後60日以内)(定款例44条から)

平成26年7月28日 督促状の送付(法39①)…時効の中断



(督促状を発した日から起算して10日を経過した日の翌日)

平成26年8月8日 新たな時効の起算日



(5年間)

令和元年8月8日 時効成立(この日以降徴収権が無くなる)

(6) 時効の中断事由② ～承認～

組合員が土地改良区に対して次の行為を行うと、「承認」として時効の中断効果が発生します。この場合、承認した時点で時効のカウントはリセットされ、その時点から新たな5年間のカウントが始まります。

なお、「承認」については、督促の場合と異なり、回数の制限はありません。

ア 債務(賦課金等の納入義務)の存在を知っている旨を表示すること。

イ 支払いを猶予してほしい旨の申出をすること。

ウ 賦課金等の一部を納付すること。

ア及びイに該当する行為として「納付誓約書」を組合員に提出させた場合、土地改良区がこれを受理することで時効中断の効果が生じます。

ただし、納付誓約書に賦課金の納付に関する双方の合意事項がある場合には、土地改良区の承認(組合員に承諾の文書を発行する)が必要となります。

(7) 一部納付を有効に活用するために

納付した金額が「延滞に係る賦課金の一部である旨の意思表示」があれば、(6)の承認に該当し、時効中断の効果が発生します。

未納金が複数年度分ある場合で、賦課金等の一部が納付された場合、分割して各年度分に振り分けると、それぞれに時効の中断の効果が発生し、また時効の成立時期の管理が行いやすくなります。

ただし、その場合、各年度分に振り分けることを組合員に説明し(意思表示を確認するため)、領収書もそれぞれの年度に分けて交付する必要があります。

(8) 時効の中断事由③ ～差押え～

「差押え」とは、土地改良区の場合は理事が組合員の特定の財産の持ち出しを禁止し、これを換価できる状態にしておく処分で、時効の中断効果が発生します。

この場合の時効は、「差押えの効力が発生したとき」に中断することになります。

- 預貯金等を差し押さえる場合は、農協や銀行等の第三者債務者に債権差押通知書が送達された時。
- 動産及び有価証券を差し押さえる場合は、その財産を占有した時、または封印等の表示をした時。
- 不動産を差し押さえる場合は、差押通知書が組合員に送達された時、または差押登記の時のいずれか早い時。

差押登記のように差押えが続く間は、時効の中断も継続します。

(9) 時効が成立してしまったら

消滅時効が成立してしまった賦課金等は、土地改良法に基づき徴収することはできなくなり、滞納処分も行えなくなります。

また、延滞金の徴収権についても、賦課金の時効とともに消滅します。

時効の援用も適用されないため、消滅時効成立後、納付誓約書の提出や一部納付等があっても賦課金等の徴収権は復活しません。

なお、組合員が未納金相当額を支払う旨申し出た場合は、これを受納することはできます。**ただし賦課金として受納することはできません。**この場合は、寄付金等「賦課金以外の収入」で、雑収入として処理することが適当です。

【本稿は、滋賀県・滋賀県土地改良事業団体連合会『土地改良区運営指針巻末資料』(滋賀県HP掲載)から御厚意により承諾を得て、引用させていただきました。】

3 賦課金の滞納処分

紙面の都合上、詳細は割愛させていただきますが、大まかな流れは次のとおりです。

督促状発付(土地改良法第39条第1項及び第2項)→(催告書発付)→滞納処分に係る理事会の議決(定款例第29条、規約例第21条)→市町村への徴収請求・回答(土地改良法第39条第3項及び第4項)→(市町村の回答が徴収困難の場合)滞納処分認可申請(県へ)・認可(土地改良法第39条第5項、同法施行規則第29条)→資格証明願提出(県へ)・受領→(差押予告書発付)→財産調査(国税徴収法第141条ほか)→差押え→換価

職員を雇用されている土地改良区の皆様へ

今回のテーマと直接関係はありませんが、土地改良区は法人なので労働保険(労災保険・雇用保険)や社会保険(厚生年金保険・健康保険)への加入が必要な場合があります。

今回、厚生労働省の「労働保険の加入について」のチラシを掲載しました。

是非、この機会に加入義務の有無を御確認ください。

事業主のみなさまへ

労働保険への加入について

「労働保険」とは、**労災保険**（労働者災害補償保険）と**雇用保険**の総称です。このリーフレットで、貴事業場について労働保険の**加入義務**の有無などをご確認の上、まずは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

加入義務のある事業場

◆ 次の事業場は、労働保険への加入が法律で義務づけられています。（強制適用事業場）

常勤、パート、アルバイト等の名称や雇用形態にかかわらず、**労働者を1人でも雇っている事業場は加入義務**があります。

※ 5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業の一部については、強制適用事業場から除かれています。
※ 強制適用事業場以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます(任意加入制度)。

労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての**賃金が支払われる者**のことをいいます。

短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。

雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※ その他、法人の役員、同居の親族等には、労災保険・雇用保険の対象とならない者もいます。

保険料は何に使われている？

◆ お支払いいただいた労働保険料は、労災保険と雇用保険で次のように使われています。

労災
保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、**被災労働者やご遺族を保護**するための給付等を行っています。

※ 平成29年度は、約65万人に新規の療養補償給付等を行い、約22万人に労災年金を支給しました。

雇用
保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自ら教育訓練を受けた場合に、**生活・雇用の安定と就職の促進**を図るための給付等を行っています。

※ 平成29年度は、約106万人に新規の一般求職者給付（いわゆる失業手当）を行いました。